

令和8年 八潮市農業委員会3月総会 議事録

1 開催日 令和8年3月25日(水)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所会議室3-4

4 出席委員 14名

会長 1番 小早川喜一

会長職務代理者 2番 鈴木 新一

委員 3番 大塚 一宏

9番 田中 幸夫

4番 齋藤 富子

10番 松田 淳一

5番 福岡 達則

12番 石井 清巳

6番 飯山 敏行

13番 関根 幸子

7番 新井 孝美

14番 荻野 透

8番 鈴木 隆

15番 白倉 明久

5 欠席委員 1名

11番 篠木 秀彦

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 平野 麗子

主任 矢川 貴法

開会 午後 1時58分

### ◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。定刻より前ではございますが、皆様おそろいになりましたので、ただいまより八潮市農業委員会3月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」とございます。在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は14名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立していることをご報告いたします。

なお、11番、篠木秀彦委員からは欠席の連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長挨拶

○会長 皆様、改めまして、こんにちは。

季節柄お忙しい中をお時間を割いていただきまして、3月総会にご出席をいただきましてありがとうございます。

桜も開花しまして、ちらほら花見の季節になってまいりましたが、3月の事業も土日、花桃まつりがございまして、天候に恵まれまして市民の人出が多かったようでございます。それから4月7日でございますけれども、四市町の農政研究会がございまして、私はちょっとほかと重なっておりますので、代理に出席をお願いしております。

昨日、気象庁が3か月予報を出しまして、雨のほうは平年並みか、多いか、ということでございまして、気温のほうは昨年並みと申しますか、季節が早まり、5月には夏日の日がある、去年もそうでしたが、また暑い夏がやってくるわけでございまして、皆様方体調に気をつけてまして活動に精出していただきたいと思っております。

本日何点かご協議をいただく議題がございますので、慎重なるご審議をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○事務局長 ありがとうございます。

次に傍聴者の報告でございます。

本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりませんので、ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入り

ますが、手を挙げてお知らせ願います。

- ① 八潮市農業委員会 3 月総会次第 A 4
- ② 八潮市生産緑地地区追加指定受付のお知らせ (資料 - 1)
- ③ 視察研修会行程表 (案) (資料 - 2)
- ④ 八潮市農業経営者支援給付金について (資料 - 3)
- ⑤ 令和 8 年度八潮市農業予算概要 (資料 - 4)
- ⑥ 2026 年農業委員会活動記録セット
- ⑦ 活動記録簿記入の手引き

⑥の活動記録簿につきましては、本市の独自の記録簿を使用してございますので、使われなくても結構ですが、農業委員会の業務についても記載されているほか、相談を受けた際の記録や総会などでの記録、スケジュールの記載などに便利に使用できるものでございます。引き続き活動記録セットをご活用ください。

⑦につきましては、京都府京丹波町で事務局長を務められました永武氏が試行錯誤してつくられた活動記録簿の記入手引をまとめたものでございます。毎月の報告の際にご参照していただきたいと思えます。

- ⑧ 農業委員公募状況一覧表 (資料 - 5)
- ⑨ 令和 8 年度職員配置表
- ⑩ 農業委員会委員活動記録簿 (3 月～4 月分)

最後になりますが、春日部土地改良区から配布されました、こちらのボールペンになります。

以上、11 点となりますが、資料の漏れ等はございませんでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づいて議事に入りたいと思えます。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する。」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、よろしく願います。

---

### ◎議事録署名人の選任

○議長 着座にて失礼させていただきます。

それでは、次第に基づきまして進めたいと思えます。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらから指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、6番、飯山敏行委員、10番、松田淳一委員にお願いをいたします。

---

#### ◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いをいたします。

○事務局長 はい。

---

#### ◎議案第5号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5の議事に入りたいと思います。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の次第、1ページ目、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件でございます。

番号1、申請人、住所・氏名、借人、〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇外〇〇名、ご覧のとおりでございます。土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇〇番〇〇外2筆、登記地目は田、現況は全て畑です。地積の合計は〇〇〇平米です。

次に、お隣の2ページをご説明させていただきます。

許可申請の内容は、貸借権の設定、20年です。申請地の概要は、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地でございます。

申請目的は資材置場で、申請理由は、現在貸借している資材置場のスペースが不足してきたため、新たに使いやすい申請地を貸借したく申請するものとなります。

資金計画については、こちらの金額を自己資金で賄うということで、残高証明書の提出がありました。

周囲農地への被害防除につきましては、周囲をコンクリートブロック塀で囲い、周辺への影響を生じないように措置するとのことです。

続きまして、めくっていただいて、3ページ目、場所の説明をさせていただきます。

こちらは、市役所の〇側から〇〇〇を〇〇〇〇〇し、〇〇〇の交差点を〇折、〇〇〇を〇〇を過ぎて〇〇、〇〇キロほど進み、〇〇〇の側道を〇折して〇〇〇進み、〇〇を〇〇〇を〇〇〇ほど進んだ〇手側、ご覧のとおり、〇〇〇の〇〇〇の北側でございます。

現地の様子はお隣の4ページ目でございます。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の7番、新井孝美委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○7番（新井孝美委員） 7番、新井です。

19日に現地調査を行ってまいりました。ふだんから農地の見回り等で見回っているところなんですけれども、〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんは既に亡くなられており、稲作のほうは耕作しておりません。畑作のほうは耕して作物を植えている状態なんですけれども、写真を見てもらえば分かりますとおり、きれいにはなっていますが、ここは農地パトロール時にヨシが2メートルとか超えちゃう場所で、ススキなんか穂を、南側に〇〇〇があるんですけれども、穂が風であおられて、大体事務局のほうから警告の書類を送ったときにきれいになっている状態か、東側には水田のほうがあるんですけれども、あとは草丈も刈ってある状態なので、問題はないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と7番、新井孝美委員より、農地法第5条の規定による許可申請許可の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

この借りる方、株式会社〇〇〇、これって職種は何なのですか。分かりますか。資材置場ということなので、どういうものが入ってくるのかなど。

○議長 事務局。

○事務局 借人の株式会社〇〇〇さんが営む事業の内容は、新品・中古の建設資材の販売事業とのことです。隣接するすぐ北側の土地で既に資材置場として利用されておりましたそちらに単管パイプですとか足場材などを大量に積んでいるような状態を写真でいただいております。

して、そのような使い方を今回もされたいということで申請されています。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○6番（飯山敏行委員） はい、分かりました。

○議長 ほかにございますか。

8番、鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

この土地の出入口につきましては、どちらから出入りというのは設計図はありますか。

○議長 事務局。

○事務局 申請の際に添付された土地利用計画図には、南側の8.9メートルの市道側から12メートルほど切り下げて出入りすることです。

○8番（鈴木 隆委員） ○○○のほうではないんですね。

○事務局 はい。

○8番（鈴木 隆委員） 分かりました、ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○8番（鈴木 隆委員） はい、ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

ここは北部まちづくり計画の場所なんですが、都市計画課からは注文というか、何か助言とか、そういうのはないのですか。

○議長 事務局。

○事務局 許可申請に当たりまして、他法令の許可状況の書類の提出もありました。まちづくり条例に定める北部まちづくり推進地区における基準を適合していることを確認する書類が添付されておりますので、土地利用に関しては都市計画課のほうからの指導は従っています。併せて、特定盛土と雨水浸透阻害行為についても許可証の提出がありました。

また、北部地区まちづくりニュースの中で、土地利用に関して担当課より周知があります。産業施設の立地誘導ですとか、土地利用のおおむねのゾーン立てについては、市街化調整区域ですので、まだ具体的な話ではないかなというふうに聞いております。

○3番（大塚一宏委員） 北部地区の計画の問題となるような、転用ではないのでしょうか。

○事務局 貸借権の設定で手続がまいております。

あと土地利用の更新については、先ほど大塚委員さんがお話をされていたとおり、北部まちづくりニュースで、担当課から周知のとおり、パートナー企業と計画は立てていると、市の担当課以外の者は聞いているようなところですが。農業委員会事務局としては昨年11月に「農地法に基づき適正に計画立てて手続をしてください」ということを重ねてお伝えをしました。

以上です。

○議長 ほかにございますか。

よろしいですか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いをいたします。

———— 挙手全員 ————

○議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

---

#### ◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第の5ページをご覧ください。

まず、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定の届出につきましては、2件の届出がありました。

1件目、届出人は〇〇〇の〇〇〇〇さんです。令和〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇〇〇さんから相続により権利を取得したものです。あっせんの希望はありません。令和〇〇年〇〇月〇〇日に届出があり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に受理を行いました。

2件目、届出人は〇〇〇の〇〇〇〇さんです。令和〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇〇〇さんから相続により権利を取得したものです。あっせんの希望はありません。令和〇〇年〇〇月〇〇日に届出があり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に受理を行いました。

次に、次第の6ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、住宅敷地1件、貸駐車場1件、合計2件の届出を受理いたしました。

次に、次第の7ページをご覧ください。

次第の7ページから9ページにかけて掲載されています報告第3号 農地法第5条第

1項第6号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、住宅敷地1件、共同住宅敷地3件、駐車場3件、建物敷地1件、貸店舗1件の合計9件の届出を受理いたしました。

続きまして、次第の10ページをご覧ください。

報告第4号 農地転用後の工事完了届につきましては、8月に申請のありました八條地区の資材置場について、令和〇〇年〇〇月〇〇日に転用完了の報告があったものでございます。

届出の報告については以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この後数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がございましたらお願いいたします。総会資料5ページから10ページになります。それでは、ご確認をお願いいたします。

——— 資料確認 ———

○議長 そろそろよろしいですか。転用等届出受理報告につきまして何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願いをいたします。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、転用等届出受理報告は終わりいたします。

---

### ◎その他

○議長 続きまして、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、協議事項が1件、報告事項が4件ございます。

それから、公園みどり課より報告事項が1件ございますので、ご入室をお願いいたします。

——— 公園みどり課職員 入室 ———

○議長 それでは、今、公園みどり課の本間副部長兼課長と永井さんに入室をいただきましたので、生産緑地地区の追加指定の受付について説明をお願いいたします。

○公園みどり課長 公園みどり課長の本間でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

日ごろより農業委員の皆様におかれましては、公園緑地行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、令和8年度追加指定の受付について、この場をお借りしましてご説明をさせていただきます。

詳細につきましては担当よりご説明いたします。

○公園みどり課 公園みどり課計画係、永井と申します。よろしく申し上げます。

まず、右上に「公園みどり課農業委員会説明資料」と記載された八潮市生産緑地地区追加指定の受付のお知らせを説明いたします。

指定要件をご覧ください。

生産緑地地区に指定できる農地は、記載の3つの要件となっております。

1つ目は、300平方メートル以上の規模の区域であること、2つ目は、現に農業の用に供されているもの、3つ目は、道路に接しているもの。以上、該当する一段のものの区域となります。

次に指定しない農地をご覧ください。

指定要件にかかわらず、記載されているいずれかに該当する用地については、生産緑地地区の指定を行わないものとします。代表的な事例としましては、(4)生産緑地法第10条の規定に基づく買取りの申出があり、行為の制限が解除されたもの、(5)仮換地の指定により仮換地の地積が300平方メートル未満となるもの。(6)農地が道路と接する部分の長さが2メートル以上確保できないもの、または塀等により道路側から農地を目視できないもの、以上となります。

下側の受付期間をご覧ください。

受付は、4月1日水曜日から4月30日木曜日までの期間で、土日祝を除く平日午前8時半から午後5時15分まで、公園みどり課の窓口で受付を行います。

なお、追加指定を希望される場合は事前相談が必要となります。

この内容につきましては、3月1日の広報やしお、そして本市のホームページに掲載しております。もしこちらの追加指定につきまして農業委員の皆様方にご相談等がございましたら、市役所の公園みどり課までご案内をお願いいたします。

以上であります。

○議長 ありがとうございます。

ただいま永井さんからご説明がございましたが、追加申請のある方はよろしく願いいたします。

それでは、公園みどり課の本間様、永井さん、ありがとうございました。

——— 公園みどり課職員 退室 ———

○議長 次に、報告事項2件目、農業経営者支援者給付金について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、資料3の八潮市農業経営者支援給付金についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、昨年も同様の制度で給付金を行いましたが、今年度も改めまして4月1日から6月30日まで受付をするものでございます。内容については変更はございません。

んが、収入の基準が前回は令和6年度だったものが、今回は令和7年度に変更して実施いたします。

こちらの申請書につきましては、3月27日ごろ発送予定としておりますので、しばらくお待ちいただければお手元に届くかと思えます。

あと次ページをご覧ください。

高温対策技術や省エネルギー対策技術の導入を支援しますということで、令和7年度「高温対策等園芸産地育成緊急支援事業」というのがございます。こちらのほうは内容をよく読んでいただきまして、もし申請をされるようであれば、市のほうで申請の受付をしまして、県のほうにお送りいたしますので、内容のほうをご覧ください。

もし何か分からないことがありましたら、県のほうに問合せしていただければよろしいかと思えますので、よろしく願いいたします。

説明は以上となります。

○議長 次に、報告事項3件目、令和8年度八潮市農業予算の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 続きまして、資料4の令和8年度八潮市農業予算概要をご覧ください。

昨年と内容的には大きく変わらないのですが、先ほどご説明させていただきました農業経営者支援給付金、こちらは以前は補正で対応したのですが、今年は当初予算のほうで計上してございます。

それとあと大きく予算が取れたものにつきましては、一番最後の農地保全事業、こちらの農業排水路整備工事費、こちらにつきましては、中川周辺農地のつくばエクスプレスから南側の側溝がございしますが、そこはほぼほぼ砂で埋まっておりますので、その砂を取りまして、側溝の機能を使えるような形で今年は実施していく予定にしております。

なお、各事業の内容につきましては、裏面のほうをご覧ください。

説明は以上となります。

○議長 ありがとうございます。

次に、報告事項4件目、農業委員会委員の公募の結果について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 報告事項の4件目、農業委員会委員の公募の状況について、ご説明をさせていただきます。

資料番号は5番、A3の折ってある資料でございます。

こちらの資料は3月2日が締切りでございましたが、皆様にいろいろご配慮、ご協力いただきまして、定数15名の応募をいただきました。ありがとうございました。

こちらの一覧表は、現在ホームページに最終結果として載せている内容でございます。こ

ちらの内容と、あとこの先のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

明日26日、市役所におきまして、農業委員会委員候補者評価委員会を、委員の皆様、部長級の職員ですが、こちらの皆様にお諮りいたしまして開きます。その評価結果につきまして市長に報告し、6月議会に向けて、4月ごろに候補者として委員の任命議案を上程し、お諮りいたします。

こちらが事務局のほうの表向きな手続でございますが、実際に推薦を受けられた皆様におかれましては、5月のゴールデンウィーク前くらいに行いたいと考えているところですが、現在の状況というところで、お手紙を送らせていただこうかと思っております。これは前回も同様なやり方をしております。

また、6月下旬、議会が終わったところに、同意を議会でいただきましたら、その結果について、お手紙でもご報告をさせていただきます。8月の改選に向けて、ご案内というところをまた送らせていただこうかと思っております。

もしこちらにいらっしゃる皆様、推薦された方ももちろんなんですけれども、推薦された方にお会いされるようなことがありましたら、事務局のほうから適宜文書でお手紙がまいりますよとお話しされていましてと伝えていただければ幸いですので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次回の総会は、4月24日金曜日、午後2時、ここ3-4会議室で行いますのでよろしくお願い致します。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より4月の農業委員会の総会のご案内がございましたが、それでは、最後に皆様から全体を通して何かございましたら、お願いをいたします。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

給付金の、資料3の支援給付金って、申告するときに雑所得になるのでしょうか。

○5番（福岡達則委員） 俺は計上している。

○3番（大塚一宏委員） しましたけれども、ひよっとしたらいいのかなという、聞いたかっただけなんです。入れましたよ、入れましたけれども、ひよっとしたら、補助金って難しいのだから、だって、入れなくていいやつもあるじゃないですか。何だっけ、物価何とかの補助金、農協に聞いたら、〇〇とか〇〇とかのやつ。

- 5番（福岡達則委員） 金額ではないから。
- 3番（大塚一宏委員） 農協に聞いたらこれは出さなくていいと、〇〇〇〇先生が言っていたと言うんだよ。
- 事務局 インターネットで見た限りでは、50万円の特別控除があるので、一時所得の合計が恐らく幾ら以下みたいなどころだと加減されないとかというのがあるので、書いても書かなくても関係ないよというのがあるのかもしれないです。
- 基本的には事業所得、雑収入として計上されるのが通例だそうなんですけれども、税金はすごく複雑なので、〇〇の〇〇〇〇さんとかに聞いて。
- 3番（大塚一宏委員） 〇〇と〇〇に分けて〇〇もらったんだけど、物価高による何とか、〇〇につき〇〇円とか。
- 事務局 国税庁のホームページなどでは、その目的、補助金や給付金などの交付の目的によっては、確定申告書に一定事項を記載することを条件として算入しなくても、算入しないことというふうにされている場合もあるようなので、もしかそれに該当していたのかもしれない……
- 3番（大塚一宏委員） 〇〇と〇〇では。  
—— 委員より発言多数あり ——
- 議長 ほかにございますか。  
—— 委員より意見なし ——
- 議長 ないようでしたら、これにて議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

- 事務局長 小早川会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をしていただき、誠にありがとうございました。
- それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理よりお願いいたします。
- 会長代理（鈴木新一委員） 皆さん、慎重審議、ありがとうございました。これから年度末、そして年度始まりということで忙しくなるかと思いますが、時候もよくなる時期ですので、気をつけてご活動していただきたいと思えます。
- 以上をもちまして本日の総会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。
- 事務局長 ありがとうございます。
- これにて散会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 2時57分